第２次丹波市環境基本計画における取組の成果と課題等一覧

資料３

施策体系と取組・指標				担当部署	単位	計画時現況値 R2	実績参考値 R3	第2次計画(改定後)期間 実績値 R4	R5	R6	R7 実績	R8	目標値 R8	取組の内容・取組による環境的な効果（丹波市環境報告書の掲載内容）	第２次丹波市環境基本計画における取組の総括 取組の分析と成果（これまでの取組を踏まえて記載）	取組の課題（取組の分析と成果を踏まえて記載）
施策の方向性		取組	環境指標													
【基本目標１】“里地里山”の保全・再生と循環利用																
1-1	里地里山の保全・再生	森林整備の推進	森林整備面積（経済林）	農林課	ha/年	260	311	256	190	281	299		270	【森林管理100％作戦推進事業】 森林経営計画に基づく造林事業への随伴補助を支援することで、森林の適正管理を図るとともに、搬出間伐を促進することで、森林資源の循環利用を図る。	事業の担い手である林業事業体との連携により、R5を除き、年度単位での目標整備面積は達成できている。国・県の補助事業を活用した取組であり、国・県の方針を踏まえて、的確な市の支援体制を整えたことが成果につながっている。	国・県の制度の方向性を注視し、林業事業体からのニーズや意見を取り入れながら、整備面積の増加につながる支援策の構築に引き続き取り組む。
1-2	里地里山を活かした循環型社会の実現	住宅への地元産材の利用促進	使用木材量（個人物件のみ）	農林課	㎥	365.1	420.0	399.7	255.1	149.1	160.0		400.0	市民が居住又は使用する住宅や車庫等の建築に対し、建築用丹波市産材の使用材積に応じた補助を行う。建築用丹波産木材の積極的な利活用を推進することで、市内林産業界の活性化を図る。	物価高騰を背景に住宅着工数の減少に伴い、令和３年度以降、毎年、補助制度の申請件数が減となっている。住宅価格が高騰しており、利用促進につながる補助施策の見直しを行う必要がある。	個人住宅だけでなく、店舗や事務所、倉庫などの非住宅へも補助対象を拡充し、需要拡大を図る。また、価格の推移を分析し、利用促進につながるように補助額の見直しを図る。
		森林整備の推進	環境保全林整備面積	農林課	ha/年	31	43	57	57	86	70		63	【森林吸収源整備事業】 奥山や急斜面のため、経済林としての活用が見込めず、手入れができていない森林を、温室効果ガス排出削減を目的とした「森林吸収源」として位置づけ、環境保全林として整備する。	事業趣旨が浸透してきたことにより、年々成果は増加している。環境意識が高まり、森林が持つ地球温暖化防止機能の更なる発揮に向けた取組が期待できる。	手入れ不足の森林は依然として多数あるため、引き続き事業趣旨をPRしながら、成果を維持・向上していくように取り組む。
1-3	生物多様性の保全	農地の保全の推進（多面的機能支払交付金事業の推進）	活動面積	農林課	ha	4,057	4,055	4,057	4,072	4,030	4,054		4,050	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようになる。また、農村環境保全活動として、「生態系保全」や「景観形成・生活環境保全」に取り組まれている活動組織もある。	多面的機能支払交付金事業の活動面積は、活動組織数や活動集落数の増減等により、年度ごとの増減はあるものの、横ばい傾向で推移しており、目標値を達成している。	多面的機能支払交付金事業の活動面積を維持するために、活動未取組集落への事業周知を行う。また、既存活動組織に対して持続可能な農地維持に繋がる組織となるよう組織の広域化などの取組みの周知を行っていく必要がある。
		環境創造型農業の推進	有機農業累計生産者数（有機JAS認証農家）	農林課	戸	29	30	29	27	28	29		40	有機JAS認証に係る費用、有機質堆肥の散布や慣行栽培から有機栽培に転換を図る農業者に対し補助を行うことにより、化学農薬及び化学肥料に依存する農業から環境にやさしい農業に転換し、環境に配慮した資源循環型農業を営む農業者及び取組面積が増加する。	有機JAS支援制度などの継続事業やオーガニックビレッジ宣言後からの丹波市有機の里づくり推進協議会による取組により、有機JAS認証農家数は維持できているものの、取組面積は減少している。	新規就農者や環境保全型農業の取組者を有機農業の実践へと繋げていくために、有機JAS認証の優位性を普及啓発し、生産者が安心して営農を継続できる環境を整備する必要がある。そのため、既存のJAS認証支援制度を継続するとともに、安定した販路の開拓・確保に向けた取組を推進する必要がある。
			有機農業生産面積	農林課	ha	57.3	59.8	60.2	60.7	64.9	56.9		68.8			
1-4	有害鳥獣や外来生物の防除	有害鳥獣や外来生物の防除	鳥獣被害防止柵設置総延長（累計）	農林課	km	488	493	496	500	505	511		520	鳥獣被害防止柵設置、及び防止柵の資材費、並びに有害鳥獣への対策についての研修会を開催し、自治会ぐるみで組織的かつ持続的な取り組みに対する支援をし、有害鳥獣による被害の軽減、防止を図り、野生動物との共生につながる里山保全に努める。	防止柵への資材補助に積極的に取り組み、R8の目標を達成できる見込みである。有害鳥獣対策に関する研修会も２つの集落で開催しており、持続的な取組につながっている。	防止柵の支援を継続して取り組み、野生動物の被害予防に取り組む。これまで取り組んできた地域ぐるみの有害鳥獣対策の成果を可視化し、他地域へ拡げていく。
			有害鳥獣による農業被害	農林課	件	713	506	872	1,340	1,789	1,672		560	有害鳥獣による農作物の被害防止、軽減のため、自治会や農会等から出てくる捕獲・駆除要望に基づき、地域の猟友会等狩猟免許保有者で構成する団体（猟友会等）と連携して、捕獲活動を実施し、有害鳥獣被害の軽減につなげ、野生動物との共生につながる里山保全に努める。	R5、R6は、有害鳥獣の出没の増とそれに伴う捕獲活動の活性化により、捕獲要望数は増加となった。要望に伴う捕獲も比例して向上しており、持続的な捕獲活動を行うことで、被害件数の減少につなげていく。	目標として設定している、捕獲要望数の減に向けて、引き続き有害捕獲活動を展開していく。より効果的な捕獲活動となるよう、捕獲従事者への活動支援の充実を図る。
1-5	自然環境の保全・育成につながる人づくり	地域協働による森林整備活動の取組の推進	森林山村多面的機能発揮対策交付金交付組織	農林課	組織/年	16	18	14	13	11	9		19	自治会やボランティアグループ等地域の活動組織が、自らの計画に基づき里山等身近な森林を整備する活動に係る経費を、国・県・市がそれぞれ経費負担し支援する。森林環境が改善されることはもちろんのこと、森林整備活動を通じ、地域コミュニティの活性化が図れる。	担い手の減少により、活動組織数は減少している。活動に参画する担い手の確保に向けた取組が必要である。	活動組織への運営支援を継続することに加え、新たな参画者を増やすため、森林管理の意識を高める取組を展開する。
			森林山村多面的機能発揮対策交付金交付組織取組面積	農林課	ha/年	84	79	55	52	50	44		87		活動組織数の減少に比例して整備面積も減少し、目標達成は見込めない状況である。活動の活性化につながる支援や普及啓発に取り組む必要がある。	活動しやすい環境づくりに向けて、組織のニーズを積極的に把握し、支援策に反映していく。
		担い手農業者の育成支援	認定農業者数（累計）	農林課	人	97	86	81	78	69	73		106	認定農業者や集落営農組織への農地集積や経営基盤の強化のため、農業機械等の導入補助や法人化への支援を行い、地域農業の中心的担い手の確保育成を図り、地域農業を持続発展させることで、里山の美しい景観や水源の涵養などの農村環境の保全管理を維持する。	令和７年度は増加に転じたが、高齢化による経営縮小や後継者不足により減少傾向にあり、目標値とは乖離している。	認定新規就農者をはじめとした意欲ある農業者の認定に向けた支援を行うと共に、国県や市事業を活用し、認定農業者の経営基盤の強化や円滑な事業継承の支援を行っていく必要がある。
			集落営農組織数（累計）	農林課	組織	58	58	57	55	54	50		64		構成員の高齢化や後継者不足による組織の解散に伴い減少しており、目標値とは乖離している。	後継者確保に向けた支援や近隣組織との連携や統合など経営基盤の強化への支援を行っていく必要がある。
		新規就農者の育成支援	認定新規就農者数	農林課	人/年	3	3	9	8	3	6		3	新たな担い手の育成のため、新規就農者が安定した経営ができるよう、相談・指導等を行い、認定新規就農者に対しては、農業機械や施設の導入の支援を行うことで、地域農業の中心的担い手として育成する。また、丹波市立「農の学校」を運営し、新規就農者を確保することで農業者の高齢化や後継者不足による農村環境の悪化を防ぐ。	「農の学校」修了生をはじめ、I・Uターンなどの新規就農者のうち、毎年一定数が認定新規就農者となり、目標値を上回る認定新規就農者の確保ができている。	新規就農者が認定新規就農者に到達できるよう、引き続き関係機関と連携し支援体制を強化すると共に、青年等就農計画作成の支援や国・県の補助制度や市の補助制度を活用して支援を行っていく必要がある。

第２次丹波市環境基本計画における取組の成果と課題等一覧

資料３

施策体系と取組・指標				担当部署	単位	計画時現況値 R2	実績参考値 R3	第2次計画(改定後)期間 実績値 R4	R5	R6	R7 実績	R8	目標値 R8	取組の内容・取組による環境的な効果（丹波市環境報告書の掲載内容）	第２次丹波市環境基本計画における取組の総括 取組の分析と成果（これまでの取組を踏まえて記載）	取組の課題（取組の分析と成果を踏まえて記載）
施策の方向性		取組	環境指標													
【基本目標２】資源を大切にするライフスタイルの定着																
2-1	５Rの推進	ごみの資源化推進	ごみのリサイクル（資源化率）	環境課	%	15.3	12.8	14.8	15.3	17.3	15.8		19.0	市内で発生する一般廃棄物の分別収集を行うとともに、処理施設で分別処理した資源物を搬出し資源化を進める。 市民の協力により、資源を大切にし、リサイクルを心がけたライフスタイルの定着を目指す。	新たに取組に加えた剪定枝・刈草の資源化、プラスチック製品の資源化、紙製容器包装の分別開始などにより、ごみのリサイクル率は改善傾向にある。	これまでの取組から、資源化品目を追加することは、有効な施策といえるが、本市の廃棄物処理施設の処理能力を考慮すると、新たな資源化品目の追加は困難となっている。このため、新たな品目を追加するためには、処理施設の増築や外部委託を検討する必要がある。加えて、現在の市民生活との折り合いを十分考慮する必要がある。
2-2	ごみの減量化	ごみの発生抑制	一人一日当たりごみ発生量	環境課	g/日	776	761	748	726	724	723		724	資源を大切にし、ごみの発生抑制・再利用に取り組むことで、環境負荷が少ない循環型社会が形成される。	焼却処理量の減量化を実現するため、燃やすごみの減量を強化してきたことにより、市民一人一日当たりのごみの発生量は、目標値以上に減量化が進んでいる。	ごみの発生量は、我が国の経済活動や市民のくらしぶりに大きく影響されるため、本市、独自の取組には限界があるが、引続き、循環型社会の形成を目指すとともに、不要なものは買わない、繰り返し使う、修繕して使うというごみを発生させない生活様式への転換を促す必要がある。
【基本目標３】地球温暖化の防止																
3-1	脱炭素社会への移行	丹波市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施	温室効果ガス排出量	環境課・氷上支所	t-co2/年	18,737	18,267	15,072	17,689	16,560			16,447	令和６年12月に策定した「丹波市地球温暖化対策実行計画（第四期実行計画）～事務事業編～」に基づき、行政事務・事業を起源とする温室効果ガスの削減目標を定め、設備の運用改善や改修・更新などの取り組みにより省エネルギー・省資源等の推進を図る。		
						－	－	－	－	11,870			8,104			
		低公害車の導入促進	公用車の低公害車率	資産活用課	%	3.00	3.05	2.61	2.38	2.38	4.80		3.00	公用自動車の新規導入及び更新の際には、低公害車を購入し、温室効果ガス排出の削減に努めます。	各小中学校に配置されている青色防犯パトロール車を電気自動車に３年間で更新する計画の１年目で25台中10台を更新した。	１回の走行距離が少ない青色防犯パトロール車を電気自動車に更新したが、電気自動車の航続距離や急速充電設備の使用の課題があるため、一般公用車の電気自動車への更新については難しい。
		公共交通の利用促進	JR福知山線７駅の乗車人員	ふるさと定住促進課	万人/年	77.0	74.4	78.4	79.4	79.8	77.4		100.0	丹波市内のJR福知山線各駅からICOCAを利用して乗車し、ICOCAにより普通旅客運賃の精算が完了した利用者に鉄道事業者が付与するWESTERポイントを助成することで、鉄道利用の増進を図る。市内から市外、市外から市内への旅行やレジャー時のマイカー利用を抑制することで、温暖化の原因である二酸化炭素排出量の抑制につなげる。	ICOCAを利用して乗車し、ICOCAにより普通旅客運賃の精算が完了した利用者に鉄道事業者が付与するWESTERポイントの助成実績により、マイカー抑制による二酸化炭素排出の抑制につながった。	引続き鉄道の乗車人員の増加につながる取組が必要である。
			路線バス利用者	ふるさと定住促進課	人/年	48,681	72,390	91,288	130,567	182,000	176,395		100,000	住民生活に必要不可欠な路線バスの運行を維持するため、バス事業者に対し補助を行うことで、撤退することなく継続的な路線バスの運行を図る。　通勤、通学、通院、買い物等、日常生活における移動手段を確保し、マイカーの過度な利用を抑制することで、温暖化の原因である二酸化炭素排出量の抑制につなげる。	路線バス運行の維持のためバス事業者に対し補助を行い、通勤、通学、通院、買い物等における移動手段を確保することで、二酸化炭素排出量の抑制につながった。	令和８年度から市内全地域において路線バスが走ることになる。引続き路線バスの維持・確保に努めるとともに、利用者増加につながる取組を検討する必要がある。
			デマンド（予約）型乗合タクシー利用者	ふるさと定住促進課	人/年	28,786	24,993	25,451	26,105	25,250	22,632		36,000	通院や買い物、駅やバス停への移動等、住民生活に必要不可欠なデマンド（予約）型乗合タクシーの運行維持を図る。乗合による交通手段を利用することで、マイカーを含む自動車から排出される二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化の防止につなげる。	デマンド（予約）型乗合タクシー利用者は、大半が高齢の方で、また、リピート率が高い状況にある中、リピーターのご高齢の方がお亡くなりになったり、近年では、高齢になっても運転をされる方が増えていることから利用者数が減少傾向にあるが、利用方法としては、通院や買い物などに利用されることが多く、地域内の乗合タクシーによる移動が定着してきている。	引続き運行状況を確認しながら、各種設定を調整することで、より合理的な配車になるように調整を重ねて行くとともに、デマンド（予約）型乗合タクシーの利用と24時間予約可能なＷｅｂ予約の利用を促進し、利用者のさらなる増加につながる取組・周知を行う必要がある。
3-2	新・省エネルギーの活用	木質バイオマスエネルギーの導入促進	薪ストーブ・薪ボイラー購入補助台数（累計）	環境課	台	74	85	100	122	139	150		165	薪ストーブ・薪ボイラーを普及させることにより、化石燃料から木質燃料への転換を図り、二酸化炭素排出量削減及び里山整備の促進並びに森林資源の地産地消システムの確立を目指す。	市民や業者への周知や薪ストーブへの関心の高まりにより補助台数は増加している。すべて薪ストーブの設置であり、家庭や事務所における木質バイオマスの利用が進んでいる。	薪ストーブには関心があるが、設置後に薪の調達に苦慮することもあるため、設置支援だけでなく利用に関する情報などを周知を検討する必要がある。脱炭素に向けた木質バイオマスの活用を引き続き推進する。
		木質バイオマスへの転換量	取扱原木量（薪）	環境課	t/年	114	37	56	66	77	59		300	自治会や有志団体等の地域活動組織が参画する「木の駅プロジェクト」において、薪用材を集材し、薪ボイラーや薪ストーブへの供給販売による森林資源の循環を行う。伐採、搬出等の活動を通じた地域組織内コミュニティの活性化、及び里山等市民に身近な環境を整備することで、森林の多面的機能の維持・向上を目的とする。	原木の出荷件数が増加せず、目標とは乖離しているが、足元では少しずつ増加している。木の駅プロジェクトに参加し、チェーンソー等の取り扱うことができる人数は増加しているが、集材には至っていない。一方、木の駅プロジェクトが民間事業者と連携し、間伐材の利用を拡げる取組を実施している。林地残材を活用しており、森林資源の循環に貢献している。	木の駅プロジェクトのホームページ等による活動の周知など、個人や地域住民団体の出荷件数の増加につながる取組を検討する必要がある。
		地球温暖化防止対策推進事業所認定制度の普及	地球温暖化防止対策推進事業所認定件数（累計）	環境課	件	60	60	63	64	64	66		70	地球温暖化対策に取り組まれている事業所を随時募集し、一定の項目を満たせば、地球温暖化防止対策推進事業所に認定する。市民、事業所及び行政の協力のもと、ごみの減量及びリサイクルを推進することにより、地球温暖化対策に努める。	認定した事業所は、市ホームページで取組を紹介しており、募集は市ホームページや広報で呼びかけを行っているが、増加には結びついていない。	アンケート結果では、制度を知らない割合が多く、地域全体で脱炭素に向けた取組を推進していくうえで、認定制度やその利点を周知する必要がある。

第２次丹波市環境基本計画における取組の成果と課題等一覧

資料３

施策体系と取組・指標				担当部署	単位	計画時現況値 R2	実績参考値 R3	第2次計画(改定後)期間 実績値 R4	R5	R6	R7 実績	R8	目標値 R8	取組の内容・取組による環境的な効果（丹波市環境報告書の掲載内容）	第２次丹波市環境基本計画における取組の総括 取組の分析と成果（これまでの取組を踏まえて記載）	取組の課題（取組の分析と成果を踏まえて記載）
施策の方向性		取組	環境指標													
3-3	気候変動に備える	安全・安心の機能確保	防災訓練を行っている自主防災組織数	市民安全課	組織	13	18	34	52	40	102		104	近年、気候変動の影響も合わさり、市内においても短時間で猛烈な雨を観測し、家屋の浸水被害や土砂災害が発生している。このような中、自主防災組織が地域の災害リスクを把握し、いざという時の対応を考える防災訓練を実施することで、安全・安心なまちづくりを目指す。	令和７年度の防災訓練実施組織数は102件となり、過去２年と比較して倍増以上の成果を上げた。自治会や企業向けの研修を通じた「マイ避難計画・個別避難計画」の作成支援や「丹波市防災フェスタ」での実践的な体験機会の創出など、多角的な啓発活動が地域住民の当事者意識を強く喚起し、具体的な防災研修及び訓練実施に直結したと分析できる。	避難行動などの防災意識は向上した一方、市民の防災・減災に関する自助意識の浸透に課題が残る。依然として避難行動等について公助への依存傾向が見られる。今後は大規模災害時における公助の限界を周知し、自助で実践できる具体的な避難行動等の啓発を強化する必要がある。
【基本目標４】快適で安心して暮らせる環境の保全																
4-1	公害の未然防止と拡大抑制	不法投棄の防止対策	不法投棄件数	環境課	件/年	26	33	17	6	5	15		20以下	不法投棄禁止看板を設置する等市民への意識啓発をするとともに、市内各地の環境保全パトロールを実施し、不法投棄の防止を図る。廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	平成27年度から公害対応専門員を配置し不法投棄の看板設置や苦情対応等の対策を行っており、不法投棄件数の減少など成果につながっている。	依然として不法投棄が一定数あり、環境パトロールの実施や警察との連携などの対策を継続していく必要がある。
4-2	河川環境の保全	地域への委託による河川環境整備事業及び地域主体による河川愛護活動の実施	河川愛護活動・河川環境整備事業取組自治会割合	土木総務課	%	70.2	71.0	71.4	69.8	68.4	67.4		73.0	河川愛護活動の支援及び河川区域内の除草作業の委託により、地域住民が河川への関心を深め、良好な河川環境を維持することで、生活環境の保全を図る。	・分析 高齢化や人口減少により地域で実施する自治会の数は減少傾向にあるが、作業は範囲の見直し等により継続されている。 また、地域での実施から業者委託へ切り替える等の形で、事業に取り組む自治会もある。 ・成果 地域の河川環境への関心自体は一定程度維持されており、生活環境の保全につながっている。	河川環境への関心はあるものの、高齢化や人口減少によるマンパワー不足から、地域での実施が継続困難となる自治会が増加しつつある。 地域の取組おけるラジコン式草刈り機等の機械を活用した省力化やフローの簡素化、仕組みの見直し等により、負担の軽減を図る必要がある。
		浄化槽の普及促進	浄化槽整備率	環境課	%	95.3	95.5	95.6	95.7	95.8	95.8		95.5	合併処理浄化槽の設置普及を推進することで、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止を進める。	市内の浄化槽推進地域においては、浄化槽設置整備事業補助金を活用し、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進することにより、生活環境の保全および公共用水域の水質汚濁防止を図っている。	一人暮らし世帯など、浄化槽に切替できない世帯もあり、課題となっている。
		水洗化の促進	下水道接続率	下水道課	%	97.9	98.0	98.1	98.2	98.2	98.4		98.5	下水道の役割や流してはいけないもの等について、出前講座による環境学習を実施している。また、環境団体との連携による循環型まちづくりの啓発運動に取り組む。	出前講座は、下水道の仕組みや大切さを伝える住民対話ツールとして重要な役割を担っているため、継続して取り組んでいく。	下水道の役割は、「つなぐ」から「守る」へ転換している。持続可能な下水道経営が今後の課題であり、未普及解消の限界点にあるため、下水道接続率は、指標として適当でない。
4-3	景観保全の推進	沿道、公園の緑化促進	緑化資材提供団体数	都市住宅課	団体/年	36	34	27	24	32	26		40	地域で植栽活動を行う自治会、婦人会又は老人会等の団体に対し、花苗等の緑化資材を提供し、彩と潤いのある緑豊かな地域づくりと協動による良好な景観づくりを目指す。	緑化資材の提供により、地域の環境美化に繋がっている。	緑化資材提供団体数は、申請団体の固定化と高齢化が顕著となっており、全体としては減少傾向にある。（令和２年度36団体→令和４年度27団体→令和７年度26団体
		屋外広告物の適正指導	是正指導件数	都市住宅課	件/年	17	5	6	12	9	21		20	市民の景観に対する意識が高まっているなか、屋外広告物法及び兵庫県屋外広告物条例に基づく県の許可事務や景観を阻害する広告物に対する是正指導により、秩序ある景観形成を誘導していく。	違反広告物の是正については、市内パトロール時はもとより、屋外広告物許可申請更新時において、広告物の内容等を改めて審査し、違反広告物の是正を行っている。	更新手続きが行われていない広告物や既存の屋外広告物が経年劣化等により、安全点検が必要な広告物が増えてきていることから、引き続き、屋外広告物条例に基づき、除却も含めた適正な指導を行っていく必要がある。
		管理不全な空き家に対する行政指導等	特定空家等認定解除件数	都市住宅課	件/年	5	7	5	5	6	5		5	管理不全な空き家等（特定空家等）に対し、空家対策の推進に関する特別措置法及び丹波市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例に基づき、行政指導やその他必要な法的措置を講じることにより、特定空家等の除却や改善を促進し、地域住民の生活環境の保全を図る。	特定空家等の所有者への関連法令に基づく指導・助言やその他法的措置の実施により、空き家が除却され、認定解除となっている。これにより毎年目標値の５件を達成している。	管理不全空き家については、適正管理の助言・指導通知等を行っても諸所の事情により対応いただけないことや反応がないことがあり、所有者等の管理意識が低いケースがある。
		空き地の適正管理	不適正管理地指導件数	環境課	件/年	4	6	5	2	0	4		5以下	丹波市美しいまちづくり条例に基づき、空き地の適正な管理のため、雑草やポイ捨ての無い生活環境保全指導を行う。環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資する。	不適正管理地については、自治会からの依頼により適正管理の依頼を行っている。	空地の増加などによる不適正管理地が一定数あり、適正管理の依頼など対策を継続していく必要がある。
4-4	自然環境等を活かした移住・定住の促進	空き家の流通支援	住まいるバンク成約件数	ふるさと定住促進課	戸/年	50	59	73	77	64	55		50	丹波市版空き家バンクである「住まいるバンク」により、市内の空き家等を地域資源として有効活用し、移住の促進と、移住者の定住による地域の担い手確保を図る。これにより、丹波市の田園景観の保全につながる。	住まいるバンクは、市内の空き家等の有効活用及び移住者の定住による地域の担い手確保に大きく寄与しているが、令和６年度に市が提供していた登録物件が廃止された影響や、移住者のニーズに合った住まいるバンク登録物件が減少していることにより、実質的に減少している。	従来のようなIターン施策だけでは移住者の定着に繋がらないため、Uターン希望者も対象とした移住促進を強化する必要がある。

第２次丹波市環境基本計画における取組の成果と課題等一覧

資料３

施策体系と取組・指標				担当部署	単位	計画時現況値 R2	実績参考値 R3	第2次計画(改定後)期間 実績値 R4	R5	R6	R7 実績	R8	目標値 R8	取組の内容・取組による環境的な効果（丹波市環境報告書の掲載内容）	第２次丹波市環境基本計画における取組の総括 取組の分析と成果（これまでの取組を踏まえて記載）	取組の課題（取組の分析と成果を踏まえて記載）
施策の方向性		取組	環境指標													
【基本目標５】人の輪で育む環境づくり																
5-1	市民の自主的な取組の推進	環境美化活動の推進	丹波市クリーン作戦参加者数	環境課	人	13,025	9,707	10,839	9,738	9,906	10,386		12,000	道路、河川、公園等に散乱するゴミの回収等の環境美化活動を行う。 ゴミが無くなり、心理的な抑止効果も併せ、不法投棄の抑制効果がある。暮らしやすい地域社会を築くための地域コミュニティの醸成効果がある。	クリーン作戦の参加率は令和６年度と比較して増加しており、環境美化の活動が定着している。	丹波市クリーン作戦の参加率について、目標達成に向け市民への啓発活動を進める。
5-2	環境学習の推進	青垣いきものふれあいの里の利用促進	いきものふれあいの里来館者数	社会教育・文化財課	人/年	4,043	6,356	7,149	7,115	7,277	6,578		7,000	身近な自然の中で、野鳥、昆虫、魚などの水生生物及び植物の観察を通じて自然の大切さや自然との関りを学ぶ施設として、年間を通して様々な自然体験学習プログラムや季節ごとの企画展を開催し人と自然の共生をめざしている。	令和７年度の利用者数は天候の関係もあり減少したが、増加傾向にある。自然体験学習プログラムや季節ごとの企画展を開催し、学びを提供した。	例年同様の内容の企画展を開催していることから、新しい企画展を考える必要がある。
			いきものふれあいの里講座受講者数	社会教育・文化財課	人/年	223	318	230	235	226	237		300		例年同程度の人数の受講者数となっている。認定こども園向けの出前講座を新たに行うようになり、未就学児のこどもたちに自然を体験する機会を届けた。	講座（観察会）や出前講座等の周知を更に行っていく必要がある。
		氷上回廊水分れフィールドミュージアムの利用促進	水分れフィールドミュージアムの入館者数	社会教育・文化財課	人/年	3,984	33,025	35,157	27,736	28,461	8,890		30,000	氷上回廊水分れフィールドミュージアムは、「氷上回廊」をテーマに据え、「水分れ」の地勢とともに、生態系の豊かさや、地球の未来を見据えた環境保護にも着目し、その特性を総合的に発信できるガイダンス施設として令和３年３月にリニューアルした。それを機に、氷上回廊が有する生態系の豊かさや地勢を“宝物”と捉え、地域の自然や文化の多様性の保全と継承に取り組むとともに、学びの機会や体験する場を提供し、来館者一人ひとりが環境保護について考えるきっかけを提供する。	利用者数は年によって増減があるが、令和５、６年度は減少している。令和７年度に関しては、利用者数の計測方法を変更したことにより減少している。 学校の地域学習に活用可能な情報等を展示を通して発信した。	リニューアルオープン以来、常設展の展示内容が同一のものであることから、内容に変化をもたらし、リピーター獲得を図る必要がある。
			水分れフィールドミュージアムのイベント参加者数	社会教育・文化財課	人/年	300	298	329	338	450	549		500		実績値は年々増加している。企画展に関連したイベントに加えて、有志の参加者を対象としたイベントを開催し、外部講師との連携により、生物の種同定や生物の採取、標本の作製等、より生物への理解を深める活動を行った。	実績値は年々増加している。令和６年度から開始した新規事業によりコアなファンを獲得した。施設で開催するイベントだけでなく、地域・学校の利用拡大に向けて更なる周知をする必要がある。
5-3	市の率先した取組の推進	生物多様性ホームページによる情報発信	氷上回廊ホームページアクセス数	環境課	件/年	26,032	36,408	28,064	25,923	29,485	33,130		25,000	市内外に向けて、丹波市特有の自然環境である「氷上回廊」の魅力と、生物多様性の重要性について関心と理解を深めるため、ホームページ内にて地域性豊かで独特な地形や生物多様性を中心に情報発信を行う。	アクセス数は年によって増減しているが、増加傾向にある。セツブンソウやバイカモ、牧野富太郎など、本市の自然環境をテーマに、毎年、関心のある題材を取り上げ、その魅力を発信した。	題材選びについて、どんな内容なら見ていただけるか、また、検索ワードとなるかという視点にも配慮する必要がある。観光の視点から関係部局等の意見を聞き、魅力的なホームページづくりと生物多様性保全への理解促進を図る。
		学校給食への地場農産物の使用	丹波市産農産物（野菜主要15品目）の使用割合	農林課	%	22.0	23.5	25.4	25.6	24.4	24.6		30.0	農産物担当課、学校給食担当課及び学校給食センター及び生産者で協議の場をもち、需給関係に係る課題解決に向けた生産・流通システムや効果的な取組について話し合い、子どもたちに市外で栽培された農産物に頼るのではなく、安全・安心な地場農産物を安定的・効果的に供給し、学校給食における地場農産物の使用割合を向上させるとともに、輸送車両による二酸化炭素等の発生を抑制する。	従来から納入規格の不一致や天候不順による収量不足といった課題に直面しており、目標値には達していないものの、一定の水準を継続している状況にある。	現在納入している生産者が、今後も同様に地場農産物を供給を継続できるよう各種課題の解決に向け協議するとともに、新たな納入者の掘り起こしに向け、生産者や集荷業者などに対してより具体的な情報発信活動に努める。